

平成 23 年 4 月 18 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号
日本アコモデーションファンド投資法人
代表者名 執行役員 横山 雄司
(コード番号 3226)

資産運用会社名

株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント
代表者名 代表取締役社長 村上 公成
問合せ先 取締役財務本部長 柴田 守郎
(TEL. 03-3246-3677)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

日本アコモデーションファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 23 年 4 月 18 日開催の役員会におきまして、下記の内容の規約変更及び役員選任案を、平成 23 年 5 月 20 日開催予定の第 5 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該議案は、上記投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 「租税特別措置法」（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件が今後の法令改正等により変更された場合にも、規約を変更することなく当該要件を満たす投資口の募集を行うことを可能にするため、規定の整備を行うもの。
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）における表現との統一性の観点から、変更を加えるもの。
- (3) 投資主総会の招集に関する手続きを明確化するため、規定の新設を行うもの。
- (4) 投資対象となる資産に関して、主として居住の用に供される不動産には、一体開発若しくは一体利用されている物件のうち法令その他の事由により複数の不動産に分かれる場合が含まれることを明確化するため、規定の整備を行うもの。
- (5) 「租税特別措置法」の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率の軽減に関する要件が変更されたことに伴い、表現の統一性の観点から、変更を加えるもの。

（規約変更の詳細については、添付の「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）



2. 役員選任について

執行役員（1名）及び監督役員全員（3名）は、平成23年5月22日をもって任期満了となるが、本投資主総会の終結をもって一旦辞任し、改めて執行役員2名及び監督役員3名を選任する。

(1) 執行役員候補者

横山 雄司（現任）

村上 公成（新任）

(2) 監督役員候補者

富田 武夫（現任）

高部 道彦（現任）

袖山 裕行（現任）

（役員選任の詳細については、添付の「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

平成23年4月18日 第5回投資主総会招集の役員会決議

平成23年4月28日 「第5回投資主総会招集ご通知」の発送（予定）

平成23年5月20日 第5回投資主総会開催（予定）

以上

* 本資料の配布先 : 兜俱楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.naf-r.jp>

<添付資料>

- ・第5回投資主総会招集ご通知

平成23年4月28日

投資主各位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
日本アコモデーションファンド投資法人
執行役員 横山雄司

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されました皆様、また、この震災により大きな影響を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、平成23年5月19日（木曜日）午後5時30分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、ご出席いただけず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬具

記

1. 日 時 平成23年5月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 決議事項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員2名選任の件
第3号議案 監督役員3名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証する書面をご提出ください。
 - ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ(<http://www.naf-r.jp/>)に掲載いたします。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件が今後の法令改正等により変更された場合にも、規約を変更することなく当該要件を満たす投資口の募集を行うことを可能にするため、規定の整備を行うものであります（第6条）。
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）における表現との統一性の観点から、変更を加えるものであります（第9条第1項、第11条、第14条）。
- (3) 投資主総会の招集に関する手続きを明確化するため、規定の新設を行うものであります（第9条第3項）。
- (4) 投資対象となる資産に関して、主として居住の用に供される不動産には、一体開発若しくは一体利用されている物件のうち法令その他の事由により複数の不動産に分かれる場合が含まれることを明確化するため、規定の整備を行うものであります（第27条第2項）。
- (5) 「租税特別措置法」の改正により、不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の税率の軽減に関する要件が変更されたことに伴い、表現の統一性の観点から、変更を加えるものであります（第27条第5項）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p>	<p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p><u>なお、租税特別措置法に定める投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件について法令改正があった場合は、当該改正後の条項に沿って本項を読み替えるものとする。</u></p>
<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p><u>3. 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発する。</u></p>
<p>第11条（決議）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>第11条（決議）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数でこれを行う。</p>
<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>2. 前項の規定<u>の定め</u>に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>2. 前項の規定<u>による定め</u>に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（投資態度）</p> <p>2．本投資法人は、主として居住の用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対して投資するものとする。</p> <p>5．本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>	<p>第27条（投資態度）</p> <p>2．本投資法人は、主として居住の用に供される不動産（複数の不動産で一体開発若しくは一体利用されている場合を含む。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対して投資するものとする。</p> <p>5．本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員横山雄司は、平成23年5月22日をもって任期満了となります。本投資主総会の終結をもって一旦辞任し、改めて執行役員2名の選任をお願いするものであります。なお、執行役員の任期は、平成23年5月20日から2年となります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成23年4月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	横山雄司 (昭和21年11月21日)	昭和44年4月 三井不動産株式会社入社 平成7年4月 グループ経営企画本部 関連事業部長 平成10年4月 総務部長 兼 監査室長 平成10年6月 取締役 総務部長 兼 監査室長 平成13年4月 取締役 常務執行役員 平成13年6月 常務執行役員 平成15年4月 常務執行役員 関西支社長 平成17年4月 顧問（現任） 平成17年6月 三井健康保険組合 理事長（現任） 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員（現任）
2	村上公成 (昭和31年6月10日)	昭和56年4月 三井不動産株式会社入社 ビルディング事業部 昭和59年4月 海外事業部 昭和60年4月 米国三井不動産株式会社 出向 平成2年4月 三井不動産株式会社 国際事業部 平成3年10月 埼玉支店 平成7年4月 業務企画室 平成9年4月 株式会社ガーデンホテルズ（現株式会社三井不動産ホテルマネジメント）出向 平成13年4月 三井不動産株式会社 国際事業部 平成14年4月 三井不動産アメリカ株式会社 出向 平成20年4月 三井不動産株式会社 国際事業部 部長 平成22年4月 株式会社三井不動産アコモデーションファン ドマネジメント 出向 代表取締役社長（現任）

- ・執行役員候補者村上公成は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントの代表取締役であります。なお、執行役員候補者横山雄司と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有しておりません。
- ・執行役員候補者横山雄司は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員富田武夫、高部道彦及び袖山裕行の3名は、平成23年5月22日をもって任期満了となります。本投資主総会の終結をもって一旦辞任し、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。なお、監督役員の任期は、平成23年5月20日から2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	富田 武夫 (昭和23年8月30日)	昭和51年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属 第一協同法律事務所入所（現任） 平成7年6月 株式会社片山組 監査役（現任） 平成13年2月 学校法人桐朋学園 監事（現任） 平成16年7月 学校法人日本歯科大学 評議員（現任） 平成16年9月 公益財団法人教育資金融資保証基金 評議員（現任） 平成17年3月 丸井産業株式会社 清算人（現任） 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	高部道彦 (昭和29年3月14日)	昭和56年4月 檢事任官（東京地方検察庁検事） 昭和57年4月 岡山地方検察庁検事 昭和60年4月 東京地方検察庁検事 昭和62年4月 名古屋地方検察庁検事 昭和63年4月 法務省刑事局付（併任 法制審議会幹事） 平成2年7月 在連合王国日本国大使館一等書記官 平成5年8月 法務省刑事局付 平成6年1月 東京地方検察庁検事 平成9年4月 法務総合研究所教官 平成10年4月 法務省刑事局参事官 平成12年4月 福島地方検察庁次席検事 平成13年4月 法務省人権擁護局総務課長 平成15年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会・渡辺昭法律事務所所属（現任）） 平成15年4月 成蹊大学法科大学院教授（現任） 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人監督役員（現任） 平成19年2月 法務省所管日本司法支援センター評価委員会委員（現任） 平成21年4月 総務省所管退職手当・恩給審査会委員（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	袖山裕行 (昭和32年10月26日)	昭和55年4月 国民金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫 昭和58年9月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入社 昭和62年7月 公認会計士・税理士登録 袖山公認会計士事務所開業（現任） 平成9年8月 株式会社日本ビジネスソリューション取締役（現任） 平成11年3月 公益財団法人教育資金融資保証基金評議員（現任） 平成11年6月 社団法人電信電話工事協会（現社団法人情報通信エンジニアリング協会）監事（現任） 平成15年5月 財団法人日本炭酸飲料検査協会（現財団法人日本清涼飲料検査協会）監事（現任） 平成16年5月 財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会監事（現任） 平成17年3月 全国情報通信資材株式会社監査役（現任） 平成17年6月 社団法人日本ケーブルテレビ連盟監事（現任） 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人監督役員（現任） 平成19年3月 財団法人日本ラグビーフットボール協会監事（現任） 平成19年4月 公益財団法人公庫団信サービス協会評議員（現任） 平成20年5月 財団法人日本木材総合情報センター監事（現任） 平成21年5月 社団法人日本給食サービス協会監事（現任） 平成21年10月 一般社団法人日本ケーブルラボ監事（現任） 平成21年11月 株式会社東京穀物商品取引所監査役（現任） 平成22年6月 社団法人全国宅地擁壁技術協会監事（現任） 平成22年8月 特定非営利活動法人V E R S T A監事（現任） 平成23年4月 早稲田大学商学部非常勤講師（現任）

- ・上記各監督役員候補者は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、それらを含め、上記各監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

その他の参考事項

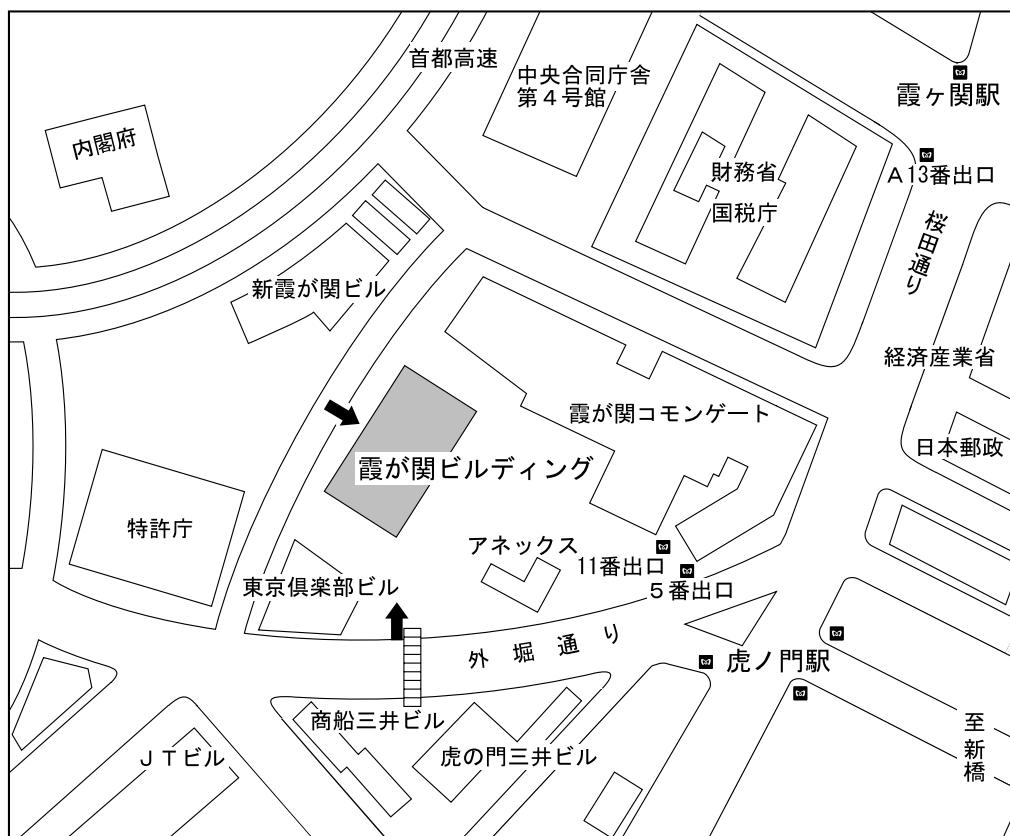
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第5回投資主総会会場ご案内図

霞が関ビルディング 1階 「プラザホール」

東京都千代田区霞が関三丁目 2番 5号



地下鉄 銀座線 虎ノ門駅11番出口より 徒歩約3分

千代田線
丸ノ内線
日比谷線 } 霞ヶ関駅A13番出口より 徒歩約8分

なお、当日は、本投資主総会用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。